大分県立屋内スポーツ施設
設計者選定実施要領

平成27年８月

大分県教育委員会体育保健課

目　次

１．趣旨・・1

２．設計者選定の概要・・・1
（１）主催者及び事務局
（２）大分県立屋内スポーツ施設設計者選定委員会
（３）選定方式
（４）主なスケジュール

３．応募資格等・・・2
（１）応募資格
（２）応募に対する制限

４．第１次審査に係る手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（１）実施要領及び参加表明書等の様式の交付期間等
（２）現地説明会の開催
（３）参加表明書の提出期限と受付番号の通知
（４）提出図書等
（５）提出部数
（６）提出図書の提出期限等
（７）費用負担
（８）質疑応答
（９）審査の公開
(10)選定結果の発表

５．第２次審査に係る手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（１）プレゼンテーションとヒアリング
（２）審査の公開
（３）選定結果の発表

６．委託する業務内容等・・・7
（１）委託業務名
（２）業務の内容
（３）設計委託料
（４）設計業務の契約等

７．その他・・・7
（１）失格条項
（２）設計業務に係る工事の制限
（３）提出図書の取り扱い
（４）使用する言語、通貨及び単位

大分県立屋内スポーツ施設設計者選定実施要領

１．趣旨

２０１９年ラクビーワールドカップの大分県開催、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを控え、スポーツへの期待、関心が非常に高まっています。そうしたなか、スポーツを通じた県民の生きがい・健康づくり、スポーツを通じた地域活性化、トップアスリートの育成、武道教育の充実など、新たなスポーツの役割も求められるようになってきています。

一方、大分県内の主要な屋内スポーツ施設の一つである県立総合体育館は、築後３６年が経過し、設備の老朽化や、ルール改正により柔道場の面積が基準を満たさないなどの課題が生じています。また、土日祝日の大会利用率が非常に高く、新たな大会開催も難しい状況となっています。

このようななか、大分県武道協議会から県教育委員会に対し、県立武道館建設を求める２６万人を超える署名が提出されました。

こうした状況を踏まえ、県立総合体育館の老朽化対策を含め、県立屋内スポーツ施設の現状・課題を把握し、求められる機能や県民ニーズ等について幅広く検討するため、外部有識者からなる「県立屋内スポーツ施設あり方検討委員会」が設置され、提言書が提出されました。

提言を受け、大分県では、新たな屋内スポーツ施設の拠点として、大分県立屋内スポーツ施設を建設します。

提言書の内容を踏まえ、武道競技・屋内スポーツ施設の推進拠点としてふさわしい基本理念や基本方針を示した「大分県立屋内スポーツ施設整備基本方針」を策定しました。

設計者には、「大分県立屋内スポーツ施設整備基本方針」の基本理念を踏まえ、基本方針を具現化していく技量が求められます。このため、県と一体となって基本設計を練り上げていく優れた設計者を選定することが極めて重要です。

以上のことから、大分県立屋内スポーツ施設設計に対する意欲・熱意を持ち、卓越した技術を有する設計者を選考するため、本実施要領により設計者選定を実施します。

２．設計者選定の概要

（１）主催者及び事務局

ア　主催者　大分県

イ　事務局　大分県教育委員会体育保健課

住　所　〒870-8503 大分県大分市府内町３丁目10番１号

電　話　097-506-5645　　ファックス　097-506-1866

ホームページ　http://kyouiku.oita-ed.jp/taiku/index.html

電子メールアドレス　a31600@pref.oita.lg.jp

（２）大分県立屋内スポーツ施設設計者選定委員会

設計者の選定は、次に掲げる委員により構成される大分県立屋内スポーツ施設設計者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。

委 員 長　工藤　利明　（県教育委員会教育長）

副委員長　谷口　勇一　（大分大学教育福祉科学部　教授）

委　　員　加藤　寛章　（県体育協会事務局長）

菊池　健児　（大分大学工学部　教授）
島岡　成治　（日本文理大学工学部　教授）
住吉　大輔　（九州大学人間環境学研究院都市・建築学部門　准教授）
松本　悠輝　（松本内科循環器科クリニック院長）

（３）選定方式

本設計者選定は、公募型２段階プロポーザル方式で行います。
第１次審査では、「提出図書」を基に第２次審査に進む応募者を５者程度選定します。
第２次審査では、プレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定します。

審査基準の概略

審査段階	審査基準の概略	選定数
第１次審査	①独創性、経済性、機能性、的確性及び実現性 ②課題解決能力 ③取組意欲 ④実施方針の妥当性 ⑤確実に業務遂行可能な取組体制	総応募者→５者程度
第２次審査	①ヒアリングによる第１次審査内容の再確認	５者程度→最優秀者 次点者

（４）主なスケジュール

募集の公告	平成27年９月１日（火）
参加表明書等の様式の交付期間	平成27年９月１日（火）～９月11日（金）
質問書提出期間（参加表明書に係るもの）	平成27年９月１日（火）～９月７日（月）
質問への回答(参加表明書に係るもの)	平成27年９月９日（水）
参加表明書の提出期限	平成27年９月11日（金）
現地説明会	平成27年９月15日（火）
質問書提出期間（参加表明書以外に係るもの）	平成27年９月１日（火）～10月２日（金）
質問への回答(参加表明書以外に係るもの)	平成27年10月７日（水）
第１次審査図書提出期限	平成27年10月19日（月）
第１次審査	平成27年11月８日（日）（予定）
第１次審査結果の通知	平成27年11月９日（月）（予定）
(大分県入札参加資格同等の資格を有することの確認)	平成27年11月20日（金）（予定）
第２次審査 （プレゼンテーションとヒアリング）	平成27年11月22日（日）（予定）
第２次審査結果の通知	平成27年11月24日（火）（予定）

３．応募資格等

（１）応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とします。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
イ　応募者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項に規定する一級建築士の資格を有すること。
ウ　応募者が代表し、又は所属する事務所（以下「所属事務所」という。）が、建築士法第23条第１項に規定する一級建築士事務所として登録を受けていること。
エ　所属事務所が、本設計者選定の公告の日から設計委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
オ　所属事務所が、公告日以前３箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
カ　所属事務所が、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
キ　応募者が、建築設計の主任技術者（※）として５年以上の実務経験を備え、かつ、建築設計の責任者として新築工事又は増築工事の設計業務の実績を有すること。
　※　主任技術者とは、総括責任者、意匠担当主任技術者又は所属事務所の管理建築士がこれらと同等と認める者とします。なお、管理建築士とは、建築士法第24条第2項に規定する建築士とします。
ク　応募者が、総括責任者（※）（管理技術者（※））として従事できること。
　※　総括責任者とは、本プロポーザル及び本設計業務における責任者とします。
　※　管理技術者とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第十五条で規定する者とします。
ケ　所属事務所が、応募者とは別に一級建築士である照査技術者（※）を配置できること。
　※　照査技術者とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第十六条で規定する者とします。
コ　第１次審査通過者の所属事務所が大分県競争参加入札資格を有していない場合、同等の資格を有していることを確認するため必要書類の提出を求めるので応じること。

（２）応募に対する制限
ア　所属事務所からの応募は１名のみとします。また、応募者が代表し、又は所属する企業からの複数の応募は認めません。したがって、企業が支店ごとに建築士事務所を登録していても、応募者は代表する１名とし、本店又は支店を区別して応募することはできません。また、参加表明書及び提案書の提出は１名につき１点とします。
イ　総括責任者（管理技術者）は１名とします。
ウ　所属事務所が共同企業体を構成することは可としますが、その場合、共同企業体の各構成員は、本プロポーザルに単独で参加する応募者の所属事務所又は他の共同企業体の構成員となることはできません。なお、共同企業体を構成する場合は、参加表明書に協定書の写しを添付してください。
エ　所属事務所が協力事務所と協働する体制は可としますが、その協力事務所の所属建築士は、自ら応募者となることはできません。また、建築意匠分野における協力事務所に限り、複数の応募者の協力事務所となることはできません。（応募に当たっては、協力事務所が他の応募者の協力事務所となっていないことを確認の上、応募してください。）
オ　次に掲げる者は、本設計者選定に応募することはできません。
　（ア）選定委員会の委員及びその家族
　（イ）選定委員会の委員及びその家族が主宰し、又は役員若しくは顧問に就任している営利団体に属する者
　（ウ）選定委員会の委員が大学に所属する場合においては、当該委員の研究室に現に所属す

る者
（エ）主催者の組織に所属する者

４．第１次審査に係る手続等
（１）実施要領及び参加表明書等の様式の交付期間等
ア　交付期間
平成27年９月１日（火）～９月11日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）
イ　交付方法
大分県教育委員会体育保健課ホームページからダウンロードできます。
また、交付期間中の午前９時から午後５時までの間、事務局でも交付します。（ＣＤ－Ｒを持参すること。）

（２）現地説明会の開催
現地説明会を下記の日程で行いますので、希望される方は、所定の場所へ集合してください。なお、現地では質問に対する回答は行いません。
ア　開催日時
平成27年９月15日（火）午前10時30分及び同日午後２時からの２回開催
イ　集合場所
大分スポーツ公園　大分銀行ドーム　西ゲート前
住　所　〒870-0126 大分県大分市大字横尾
【交通アクセス】
車の場合　　大分米良ＩＣから約５分
バスの場合　大分駅府内中央口（北口）大分バス「大分駅前」３番のりばから「パークプレイス（米良ＢＰ経由）」行きに乗車（約45分）「大分スポーツ公園東」下車（徒歩約５分）
または大分駅府内中央口（北口）大分バス「大分駅前」６番のりばからパークプレイス（萩原経由）」行きに乗車（約35分）「大分スポーツ公園東」下車（徒歩約５分）
別紙（交通誘導マップ）を参照ください。
※悪天候等により中止する場合は、大分県教育委員会体育保健課ホームページに掲載します。

（３）参加表明書の提出期限と受付番号の通知
ア　参加表明書の提出期限
平成27年９月11日（金）午後５時（事務局必着）までとします。
イ　参加表明書の提出方法
参加表明書（様式１）は、持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出してください。
ただし、封筒等の表面には、必ず「参加表明書　在中」と朱書きしてください。
ウ　受付番号の通知
参加表明書を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知しますので、第１次審査の提出図書には受付番号を明記してください。

（４）提出図書等

大分県立屋内スポーツ施設設計者選定プロポーザル実施要領・別冊（以下、「別冊」という。）を参照のうえ作成し、提出してください。

ア　大分県立屋内スポーツ施設に対する基本的な考え方（様式２）

「県立屋内スポーツ施設整備基本方針」（以下、「整備方針」という。）を基に設計者としての考え方を記入してください。

イ　提案書

「大分県立屋内スポーツ施設に対する基本的な考え方（様式２）」を踏まえたうえで、下記項目について提案を記入してください。その他、特に応募者が主張したい事項があれば提案してください。

（ア）「県立屋内スポーツ施設整備方針」を踏まえた敷地内の配置計画、及び利用者の動線計画について

（イ）建設・維持管理コストを含めたライフサイクルコストの低減について

（ウ）建設地周辺の環境・景観に調和し、更に運動公園全体として良好な景観を形成する外観について

（エ）予定工期内に確実に完成させ、また更に工期を短縮させるための工法等に対する考え方について

（オ）木材（地域材）及び大分県産資材の使用計画について

ウ　応募者の経歴（様式３）

エ　応募者の代表作品概要（様式４）

平成17年度以降に竣工した、同種・類似の作品（３作品以内）について、写真及び設計コンセプトを記入してください。

同種とは、体育館、武道館、スポーツジムに関する建築物、また、類似とは、屋内プール、スタジアムに関する建築物の設計業務とします。上記作品の実績が無い場合は、これまでの代表的な作品（建築物の延べ面積、用途を問いません。）を記入することができます。

オ　代表作品での問題解決方法（様式５）

様式４の代表作品として記載した作品の中から１作品について、設計段階で生じた問題点及びその解決をどのように行ったかについて、記入してください。

カ　大分県立屋内スポーツ施設設計業務の実施方針（様式６）

設計業務を受託した場合の総括責任者（管理技術者）としての設計業務の実施方針、本業務への取組体制とその特徴、設計工程計画、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務上の創意工夫等について記入してください。

また、概算総工事費とその内訳（建築工事（屋根、躯体、基礎、内装、その他）、設備工事、外構工事）を記入してください。

キ　設計チームの概要（様式７）

ク　工程表（様式８）

提案に係る全体の工事ステップが分かる工程表を記入してください。

ケ　応募者の一級建築士免許証明書（又は一級建築士免許証）の写し

コ　所属事務所の建築士事務所登録通知書の写し

共同企業体の場合、構成員全てのものが必要です。

サ　提出図書チェックリスト（様式９）

（５）提出部数

様式１	１部	
提案書	１部	Ａ２判
	１０部	Ａ３判に縮小したもの
様式２～８	各１０部	左上１箇所ステープラー止め一綴り
資格等の証明書	各１部	左上１箇所ステープラー止め一綴り
様式９	１部	
ＣＤ－Ｒ	１枚	提案書及び様式１から様式８までをＰＤＦにして保存して下さい。

（６）提出図書の提出期限等

ア　提出期限

平成27年10月19日（月）午後５時（事務局必着）

イ　提出方法

持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出してください。

ただし、包装等の表面には、必ず「提出図書　在中」と朱書きしてください。

ウ　提出図書の受領通知

提出図書を受領した旨の通知を事務局から電子メールで通知します。

（７）費用負担

提出図書の作成及び提出に係る費用は、応募者側の負担とします。

（８）質疑応答

質問（別記様式１）は、電子メール（文字のみ、テキストファイル形式）でのみ受け付けます。質問に対する回答は、大分県教育委員会体育保健課ホームページに掲載します。

質問を受け付けると、受け付けた旨の通知メール（以下「受付完了メール」という。）を送信します。受付完了メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

ア　質問書の提出期限

（参加表明書に係るもの）

平成27年９月７日（月）午後５時まで

（参加表明書以外に係るもの）

平成27年10月２日（金）午後５時まで

イ　質問回答日

（参加表明書に係るもの）

平成27年９月９日（水）

（参加表明書以外に係るもの）

平成27年10月７日（水）

ウ　その他

質問の回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなします。

（９）審査の公開

審査は非公開とします。

(10) 選定結果の発表

大分県教育委員会体育保健課ホームページで第２次審査に進む応募者を公表するとともに、当該応募者には別途書面で通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

５．第２次審査に係る手続等

（１）プレゼンテーションとヒアリング

ア　応募者による提案書の説明（プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション）と選定委員による20分程度のヒアリングを行います。

イ　参加者は応募者を含め３名までとします。

ウ　開催は、平成27年11月22日（日）を予定していますが、実施時間、場所及びその他詳細については、第２次審査に進む応募者の決定後に通知します。

（２）審査の公開

審査は非公開としますが、プレゼンテーション及びヒアリングは公開で行います。また、議事要旨を含む審査の経過については、審査終了後、速やかに大分県教育委員会体育保健課ホームページに審査講評と併せて掲載します。

（３）選定結果の発表

大分県教育委員会体育保健課ホームページで最優秀者及び次点者を公表するとともに、第２次審査に進んだ応募者全員に書面で通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

６．委託する業務内容等

（１）委託業務名

大分県立屋内スポーツ施設基本設計委託

（２）業務の内容

ア　本業務委託は、大分県立屋内スポーツ施設の建築、設備、外構工事の基本設計を行うものです。

※　外構工事の範囲は、整備方針P2「②　県立屋内スポーツ施設の敷地」に示す敷地内の外構（敷地内の既存埋設配管の盛り替え工事等を計画する場合は、当該工事をする上で敷地外において必要となる工事を含む）、及びP16「⑨　大分銀行ドームとの一体利用」に示す地下道の改修工事とします。

イ　契約に際しては、業務の詳細について双方で確認を行います。

（３）設計委託料

委託料は、約25,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を予定しています。

（４）設計業務の契約等

ア　県は、最優秀者の所属事務所を大分県立屋内スポーツ施設の基本設計委託の第１位契約候

補者とし、契約締結交渉を行うものとします。
ただし、最優秀者の評価が著しく低いと判断される場合は、交渉をしない場合があります。

イ　最優秀者若しくはその所属事務所が本設計者選定終了後に７．その他（１）の失格事項に該当すると認められた場合、又は、県と最優秀者の所属事務所による設計委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位者である次点者の所属事務所と契約交渉を行うこととします。

ウ　本設計者選定以後、設計チームの取組体制が著しく変わった場合は、設計業務の委託契約の候補者としての地位を取り消す場合があります。さらに、契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。

７．その他

（１）失格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

ア　提出図書に虚偽の記入をした者。
イ　応募資格がなく提出図書を提出した者。
ウ　提出図書の作成要領、提出方法及び提出期限を守らない者。
エ　選定委員会の委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者。
オ　提出図書に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者。
カ　その他、選定委員会が不適格と認めた者。

（２）設計業務に係る工事の制限

本設計業務を受託した所属事務所（再委託先を含む。以下同じ。）及び当該事務所と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本設計業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことはできません。

（３）提出図書の取り扱い

提出後の提出図書の追加、修正は認めません。

ア　提出図書は返却しません。
イ　提出図書の著作権は、応募者に帰属します。
ウ　県では、最優秀者及び次点者に選定された提案書の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示などを予定しています。
エ　選定後において、県は提案書の趣旨は尊重しますが、提案書の内容に拘束されないものとします。

（４）使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位とします。